

2024年1月10日

各 位

会 社 名 K u d a n 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 C E O 項 大 雨
(コード番号 4425 東証グロース)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 中 山 紘 平
(T E L . 0 3 - 4 4 0 5 - 1 3 2 5)

第三者割当てによる第17回新株予約権（行使価額修正条項付） の発行価額の払込完了に関するお知らせ

当社は、2023年12月18日開催及び同月22日付の取締役会において決議いたしました第三者割当てによる第17回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行について、本日、本新株予約権に係る発行価額の総額（3,632,000円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、2023年12月18日付で公表いたしました「第三者割当てによる第17回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び第三者割当契約の締結に関するお知らせ」並びに同月22日公表の「第三者割当てによる第17回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行条件等の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2024年1月10日
(2) 発行新株予約権数	16,000個
(3) 発 行 価 額	総額3,632,000円
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：1,600,000株（新株予約権1個につき100株）本新株予約権について上限行使価額はありません。 本新株予約権の下限行使価額は710円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は1,600,000株です。
(5) 資 金 調 達 の 額	1,884,432,000円（差引手取概算額）
(6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額 1,183円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）の94%に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法	第三者割当ての方法によります。
(8) 割 当 先	グロース・キャピタル株式会社（以下「割当先」といいます。）
(9) そ の 他	当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に関する第三者割当契約（以下「本第三者割当契約」といいます。）を締結しております。本第三者割当契約において、以下の内容が定められております。 ・ 当社が、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、本新株予約権の行使制限措置を講じること

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要であること <p>上記のほか、本第三者割当契約においては、本新株予約権に関するロックアップに係る条項が定められております。</p> <p>また、当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、覚書（以下「本覚書」といいます。）を締結しております。本覚書において、以下の内容が定められております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 割当先は、本新株予約権の割当日から1年を経過した日以降で、終値が下限行使価額を下回った場合には、当社に対し、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、割当先が保有する本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができること
--	--

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

以上